第三十九条の九十三中「第六十八条の六十六第一項」を「第六十八条の六十六第二項」に、「（同項」を「（同条第一項」に改める。

第三十九条の九十四第一項中「第六十八条の六十六第三項第二号」を「第六十八条の六十六第四項第二号」に、「同号に規定する飲食その他これに類する行為のために要する費用」を「同項に規定する飲食費」に、「費用に」を「飲食費に」に改め、同条第二項中「第六十八条の六十六第三項第三号」を「第六十八条の六十六第四項第三号」に改める。

第三十九条の九十五中「第六十八条の六十六第一項の」を「第六十八条の六十六第一項及び第二項の」に、「当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度において支出する交際費等（法第六十八条の六十六第一項に規定する交際費等をいう。以下この条において同じ。）の額（法第六十八条の六十六第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人の同項に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以下である場合において、同項第一号に掲げる場合に該当するときは零とし、同項第二号に掲げる場合に該当するときは同号」を「法第六十八条の六十六第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号」に改め、「とする。）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の六十六第一項の規定の適用がある場合（同条第二項の規定の適用がある場合を除く。）において、同条第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその連結事業年度において支出する交際費等（法第六十八条の六十六第一項に規定する交際費等をいう。次項において同じ。）の額のうち法第六十八条の六十六第一項に規定する接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれないものとする。

第三十九条の九十六第一項中「同項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「第八十一条の二十二」を「第八十一条の二十二第一項」に、「ついて同法第八十一条の二十の規定に基づき同法第八十一条の十九の規定による申告書」を「係る同法第八十一条の二十第一項に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した同法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書」に、「同法第八十一条の二十第一項に規定する」を「当該」に、「当該申告書」を「当該連結中間申告書」に改め、同条第五項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の二項を加える。

7　法第六十八条の六十七第一項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の六十七第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の六十七第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の六十七第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

8　法第六十八条の六十七第一項の規定の適用がある場合には、当該連結親法人又はその各連結子法人に係る地方法人税法第十五条第一項に規定する加算調整額は、法第六十八条の六十七第一項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額に第六項第一号に掲げる金額のうちに同項第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額と地方法人税法第十五条第一項第一号に掲げる金額との合計額とする。

第三十九条の九十七第七項中「法人税法第五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。第十七項において「法人税申告書」という。）」を「連結確定申告書等」に、「第五項の」を「同項の」に、「金額（同項第一号イ(1)」を「金額（同号イ(1)」に改め、同条第十七項中「法人税申告書」を「法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書」に改め、同条第十八項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第八十一条の十八第一項の項中「当該土地の譲渡等に係る」を「これらの規定の適用がある同条第二項第一号に規定する土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する」に改め、「計算した金額」の下に「の合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

19　法第六十八条の六十八第一項又は第八項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項	第一号に掲げる金額	第一号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の六十八第一項及び第八項に規定する連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出したこれらの規定の適用がある同条第二項第一号に規定する土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額の合計額
	（同法	（法人税法
第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第三十九条の九十八第十項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十九項中「すべて」を「全て」に、「前条第七項に規定する法人税申告書」を「連結確定申告書等」に改め、同条第二十六項中「当該土地の譲渡等」とあるのは「当該短期所有に係る土地の譲渡等」を「これら」とあるのは「同項」と、「土地の譲渡等に」とあるのは「短期所有に係る土地の譲渡等に」に改め、同条に次の一項を加える。

27　前条第十九項の規定は、法第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第十九項中「並びに租税特別措置法第六十八条の六十八第一項及び第八項」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の六十九第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、「土地の譲渡等に」とあるのは「短期所有に係る土地の譲渡等に」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「第六十八条の六十八第一項又は第八項の規定に」とあるのは「第六十八条の六十九第一項の規定に」と読み替えるものとする。